

県立沖縄工業高等学校

# 「いじめ防止基本方針」

～いじめのない安心できる学校づくりにむけて～



県立沖縄工業高等学校

# 県立沖縄工業高等学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年度 施行  
平成 29 年度一部改訂

## はじめに

いじめは人権侵害であり、ときには尊い命を失わせる大きな罪になる。いじめは絶対に許されない行為である。どの生徒にも、どの学校にでも起こりうる問題である。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力で生徒を守り問題の解決を図らなければならない。いじめの予防は教師としての基本的な姿勢でなければならない。全職員でいじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢で取り組むことが必要である。

## I いじめの定義及びいじめについての考え方

### 1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」 H26. 04.07 施行

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める必要がある。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応するものとする。
- ④ いじめられた生徒の立場に立つて「いじめに当たる」と判断した場合にも、その程度により個々に応じ適切に指導することに留意する。
- ⑤ いじめとはいえないと判断されるケースにおいても、「心身の苦痛を感じている」生徒がいる場合には、教育相談の観点で当該生徒に対応するよう努める。
- ⑥ いじめが解消している状態の要件は、「いじめがやんでから少なくとも 3 ヶ月経過している」「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」を満たす必要がある。
- ⑦ 具体的ないじめの様態とその対応については、いじめ等の行為が起きた背景について詳細を明らかにした上で、関係生徒に対するそれまでの指導経緯等も考慮に入れて適切に対応する。その解決に当たっては、学校のみで抱えることなく、教育委員

会との連携や、警察等の外部関係諸機関へ通報・相談することができる。

※教員が事実を抱え込み「いじめ対策委員会」に報告しないことは、同法違反になり得る。

### 3. 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられたりする
- ⑨ ケンカやケンカの強要をさせられたりする

## II いじめ未然防止対策

### 1. 学校全体で取り組む「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実  
(分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る)
- ② HR 活動の充実  
(朝のSHR等における行動観察・Q-Uアンケートを活用し、生徒理解に努める)
- ③ 規範意識の醸成  
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りに努める)
- ④ 情報モラル教育の充実  
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑤ 人権意識の高揚  
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)
- ⑥ 部活動の更なる活性化  
(集団行動における協調性やチームワークを学ぶ)
- ⑦ 教師の体罰禁止の徹底  
(教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる)
- ⑧ 学年会及び拡大学年会を通じ、教科担任、HR担任、生徒指導部、カウンセラー等は、情報を共有する。
- ⑨ 発達障がい、外国人生徒、LGBTに係る生徒への理解を促進し必要な支援を行う。  
東日本大震災被害者や原発事故避難者等の不安感等を理解し適切な配慮と心のケアに努める。

## 2. 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- ① 歓迎球技大会、遠足、体育祭、工業祭等で集団への帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

## Ⅲ いじめ等の早期発見

### 1. 各種アンケートによる実態把握

- ① 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
  - Q-Uアンケート
  - 学校評価生徒アンケート
  - 学校生活アンケート
- ② 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
  - 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
  - 生活実態調査
- ③ 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
  - いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

### 2. 日常における教職員の生徒観察

- ① 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ② 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③ 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④ 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする。

### 3. 保護者・関係機関との連携

- ① いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ② 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③ PTA総会、教育相談（三者面談）、学級懇談会等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④ 警察や児童相談所等の関係機関には日頃から連携し、必要に応じて連絡・相談する。

## IV いじめ等への迅速対応

### 1. 被害者のケア

- ①教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける。
- ②気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる。

### 2. 加害者の特定及び指導

- ①生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く。
- ②「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する。
- ③加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する。
- ④被害者へ反省の意を込め謝罪をさせる。
- ⑤暴力を伴ったいじめにおいては、加害者に対して、暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する。
- ⑥暴力を伴わないいじめにおいても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行う。

## V いじめの再発防止対策

### 1. 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域における生徒の様子が聞けるよう、地域の自治会等と連携する。

### 2. 事後の生活実態調査等で再発の有無を常に確認する。

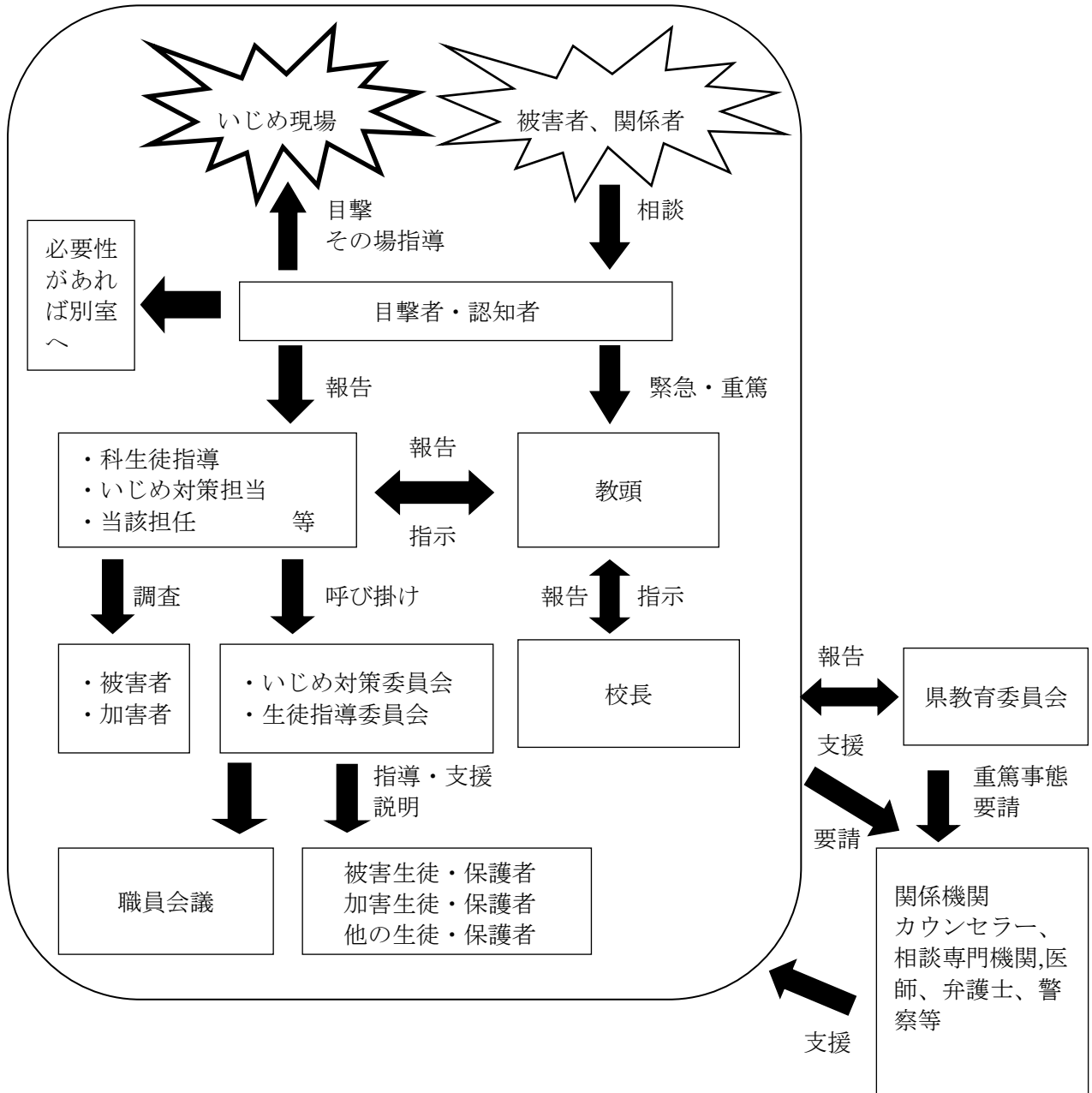
- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない安心できる学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート、学校生活アンケート等において実態把握に努める。

## VI 校内における委員会(組織)

- ①「いじめ対策委員会」でいじめに関する対策、対応を行う。
- ②「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教育相談教諭、養護教諭、生徒指導主任、いじめ対策担当(必要に応じ、当該担任、当該学年主任、当該学科主任、当該学科生徒指導担当、スクールカウンセラーを加える)で構成する。
- ③「いじめ対策委員会」は、いじめ等に関する重篤事案が発生し、外部関係機関との連携及び対応等が必要となった場合において臨時に招集することができる。

# いじめ対応における校内体制

いじめ発見時の流れ、連携、報告



いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協同を！～

段 階	態 様	学校の対応
<p><b>PHASE IV</b> (末期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深刻な被害</li> <li>・ 被害者に事件化の意志有り</li> </ul>	<p>③ 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。</p> <p>② 執拗な金銭の強要等がある。</p> <p>① 治療を要するケガを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>校内規定に準じ指導・支援・報告を行う。 必要に応じ教育委員会・外部関係機関(警察含む)に相談・通報する</p>
<p><b>PHASE III</b> (中期・後半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導が困難</li> </ul>	<p>③ 断れない状況に肉体的・心理的に追い込み、嫌なことを強要される。</p> <p>② PHASE IやIIの段階で指導したにもかかわらず、いじめが潜在化し続いていた場合。</p> <p>① 明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p><b>PHASE II</b> (中期・前半期)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害のエスカレート</li> <li>・ 手口の多様化</li> </ul>	<p>⑥ 恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネットに掲載される。</p> <p>⑤ 「死ね」「ウザイ」などの言葉・書き込みをされる。</p> <p>④ (軽い)ケガを負わされる。</p> <p>③ 窃盗を強要(万引きの見張り役等も含む)される。</p> <p>② 被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。</p> <p>① 仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
<p><b>PHASE I</b> (初期段階)</p> <p>段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽微ないじめ</li> </ul>	<p>⑧ 写真をネットに勝手に掲載される。</p> <p>⑦ 言葉やネット上でのからかいを受ける。</p> <p>⑤ 物をぶつけられる。 ⑥ いじられ役になる。</p> <p>④ 物を借りて返さない。</p> <p>③ ケンカ、及び、ケンカを強要される。</p> <p>② 軽くぶたれる。</p> <p>① プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	

## 学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人であることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの



## 家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (832) 3831

■学校のFAX番号 : 098 (855) 5029